

令和7年度長野県商工会職員（経営指導員）採用試験受験案内

商工会職員（経営指導員）採用試験を下記のとおり実施します。受験申込は下記によりお願いします。

記

【商工会とは】

商工会は商工会法に基づく特別認可法人で長野県下には69あり、小規模事業者等の経営支援事業、地域づくりのための地域総合振興事業を行う地域経済団体です。

1 募集職種・採用者数

経営指導員 10名程度

経営指導員は、地域の小規模事業者の良き相談相手として、金融・税務・労働等経営課題の各種相談・指導や創業支援を専門的に行う職種です。経営改善や資金繰り、販路開拓、IT導入など、事業者の抱える課題に寄り添い幅広く支援をします。

- ・ *経営者の成長に伴走し、地域経済に直接貢献できるやりがいがあります*
- ・ *経営や会計の知識を活かし、専門性を高めることができます*
- ・ *多様な業種の経営者と接することで、広い視野とネットワークが得られます*

2 受験資格

高校卒業程度の学力を有する者。（令和8年4月1日時点で59歳までの方）

3 試験内容

- (1) 書類選考（履歴書、職務経歴書による）
- (2) 1次試験（適正検査・専門試験・小論文試験）
- (3) 2次試験（面接）

4 試験日程・場所

〔1次試験（適正検査・専門試験・小論文試験）〕

- (1) 試験日時 令和7年7月27日（日）10:00～15:10
- (2) 会場 松本市「松本市勤労者福祉センター」

（注意：詳細な試験スケジュール等は、書類選考合格者に通知します）

〔2次試験：面接〕

- (1) 試験日 令和7年9月1日（月）
- (2) 会場 長野市「長野県商工会連合会」

（注意：詳細な試験スケジュール等は、1次試験合格者に通知します）

※合格者には令和8年2月末までに内定通知を送付します。

5 受験申込手続

- (1) 締切 令和7年7月16日（水）必着
- (2) 申込先

商工連総務人事課宛てに提出（郵送、メール又は持参）してください。

(3) 提出書類

郵送の場合は下記書類を折らずに必ず封筒(角2)に入れて提出してください。

ア 履歴書(JIS規格A4判。顔写真(カラー)貼付)1通(職歴については、
常勤・臨時の区分を明示してください)

イ 職務経歴書(様式自由)

ウ 書類送付状兼書類チェックリスト(ホームページからダウンロードし記入)

(4) 合格不合格にかかわらず受験時の提出書類は返却しません。

※マイナビ転職サイトから応募の場合は5(2)~(4)によらず、サイトからエントリー後本会からのメールに従い手続きをお願いします。

6 受験票

受験票は書類選考合格者に、履歴書等に記載のメールアドレスに添付し送付します。メールアドレスをお持ちでない方には自宅あてに発送します。(その場合は受験申込の際に返信用封筒(長3)を同封してください)筆記試験日当日はプリントアウトして持参、またはスマートフォン等の画面で表示してください。現物をお持ちの方はご持参ください。

7 採用及び経営指導員任用について

国縣市町村の助成を受ける商工会法に基づく公的団体であるため、経営指導員は県の定める資格要件を満たす必要があります。試験に合格しても経験年数等の要件を満たさない場合は商工会等で一定期間の勤務の後に経営指導員に任用されることとなります。資格要件については別紙をご覧ください。

(1) 合格時点で経営指導員資格要件を満たす場合

商工会経営指導員の欠員に応じて経営指導員として順次採用となります。

(2) 合格時点で経営指導員資格要件を満たさない場合

商工会職員の欠員に応じて経営指導員以外の職種で採用となります。商工会で一定期間勤務し要件を満たした後、経営指導員の欠員に応じて経営指導員に任用となります。

◎共通事項

- ・正職員としての採用ですが、6ヵ月の試用期間後本採用となります。
- ・長野県商工会連合会の採用となり県下69商工会へ出向という形になります。出向先は長野県全域が対象です。出向後、定期人事異動等により県内商工会及び長野県商工会連合会への異動があります。

8 問い合わせ先・郵送先

〒380-0936

長野県長野市中御所岡田131-10 中小企業会館1階

長野県商工会連合会 総務人事課 担当 中村、松本

TEL 026-228-2131

FAX 026-226-4996

E-mail shokoren@nagano-sci.or.jp

経営指導員 要件

(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く）を来春大学卒業見込みの者又は大学を卒業した者。ただし、この受験資格により受験した者の任用は、第9条の「合格者名簿」登載後、長野県内の商工会又は連合会（以下「商工会等」という）に、2年間勤務した後に行う。

(2) 次の各項のいずれかに該当する者。

① 学校教育法による大学を卒業した者であって、商工鉦業の指導実務または経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者。

② 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者であって、商工鉦業の指導実務または経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者。

③ 商工鉦業の指導実務または経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者。

(注意) ②について短期大学卒業者以外の専修学校等の修了者は、修学年数が2年間であっても受験資格の区分では③に該当し、その経験年数要件を充足する者であること。

[注記] 上記の「指導実務または経営実務の経験を有する者」とはおおむね次のとおり。

(指導実務)

次に掲げる者であって商工鉦業の指導的な業務に従事していた者。

- a 商工鉦業、行政、税務、労働等の部門の公務員であった者。
- b 商工鉦業指導団体（例えば商工会議所、法人会、青色申告会等）の常勤役職員であった者。
- c 商工鉦業関係組合（例えば事業協同組合、商工組合等）の常勤役職員であった者。
- d 公認会計士、税理士またはその補助者であった者。
- e 親企業の役職員であって下請関係の業務を受け持っていた者。
- f 高等学校と同等以上の学校で、経営・簿記等を担当する教師であった者。

(経営実務)

- a 企業等の経営者、常勤の役員であった者。
- b 企業等の総務・企画・経理・営業等の部門を専門的に担当していた者であって、相当の責任ある地位にあった者。

試験を実施する年度の4月1日時点で商工会等に1年以上勤務する常勤職員の要件については別に定める。